

個人住民税 (市町村民税・県民税) 特別徴収の事務手引き



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県・市町村

埼玉県では、茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・
東京都・神奈川県と連携し、給与所得に係る個
人住民税の特別徴収を徹底する取組を推進して
います。

目 次

個人住民税について	1
特別徴収の義務	1
(1) 特別徴収義務者の指定	1
(2) 対象になる方	2
(3) 給与支払報告書の提出	2
(4) 特別徴収税額決定通知書の送付	4
(5) 納期と納入方法	5
(6) 税額の変更通知	6
(7) 退職者・休職者の徴収方法	6
(8) 異動届の提出	6
(9) 退職所得に係る住民税の特別徴収	7
個人住民税特別徴収Q & A	9
問合せ先一覧	13

個人住民税について

県や市町村などの地方団体は、住民が豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・保健・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、日常生活に身近なかかわりを持つ仕事のための費用を住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言わば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

個人住民税は、県民税分と市町村民税分を一括して市町村が課税し徴収しています。

特別徴収の義務

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、従業員（納税義務者）に毎月支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業者（源泉徴収義務者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

（1）特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

給料日の間隔が一月を超える、又は給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収（※）は認められません。

※ 普通徴収

主として事業所得がある方などが市町村から送付される納税通知書によって納める方法。納期は年4回（6、8、10、12月又は1月）。市町村によって納期の月は異なります。

《埼玉県内市町村の特別徴収事務の流れ》



(2) 対象になる方

前年中(1月1日～12月31日)に課税対象所得があり、本年度に住民税の課税が発生する方で、**本年4月1日現在において、事業者（特別徴収義務者）から給与の支払いを受けている方が対象です。**

(3) 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者）は毎年1月31日までに従業員（給与所得者）が1月1日時点でお住まいの市町村（住民税担当課）に給与支払報告書、総括表及び普通徴収切替理由書兼仕切書（普通徴収となる従業員がいる場合）を提出します。

普通徴収に該当する方がいる場合には、その従業員の給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する切替理由の符号を記載してください。

また、給与支払報告書総括表に記載の普通徴収切替人数と一致するよう「普通徴収切替理由書兼仕切書」に切替理由に基づく人数を記入して提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。

※ eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合については、P 4 を参照してください。

(総括表の標準的な様式例)

給与支払報告書(総括表)

○○市町村長 宛 平成 年 月 日提出

種別	指定番号
※	※

所在地	〒	事業種目	
		受給者総人數 (他市町村の受給者も含む)	
給与支払者の 名称又は氏名		○ ○ 市 町 村 へ の 報 告 人 員	給与より特別 徴収する人數 人
給与支払者が 法人である場合の 代表者の氏名			普通徴収切替 理由書に記載 した人數 人
担当者の所属課 係名・氏名 電話番号			計 人
会計事務所などの 名称・電話番号		※ 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理 由書の提出が必要です。普通徴収切替理 由書の提出がない場合又は普通徴収切替理 由書に該当する理由がない場合は、特別徴収 となります。	
新規採用・中途入社の人はいますか	はい・いいえ		
その人の前職分などは含んでますか	はい・いいえ		
摘要欄にその旨の記載はありますか	はい・いいえ		

(普通徴収切替理由書の標準的な様式例)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名		指 定 番 号	
事 業 者 名			
符号	普通徴収切替理由	人 数	
普 A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普 B	他の事業所で特別徴収	人	
普 C	給与が少なく税額が引けない (個人住民税が非課税の場合など)	人	
普 D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人	
普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人	
普 F	退職者又は退職予定者 (5月末日まで)	人	
合 計		人	
<ul style="list-style-type: none">○ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。○ この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。			

【eLTAX(エルタックス) 等電子申告】

eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合に普通徴収に該当する方がいる場合は、次のとおりご対応ください。

- ① 前ページの普通徴収切替理由「普 A～普 F」に該当する場合で、普通徴収を希望される場合は、必ず「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ② 給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に符号「普 A～普 F」を記入してください。
- ③ 「普通徴収切替理由書兼仕切書」の送付やファイルの添付は不要です。

(4) 特別徴収税額決定通知書の送付

市町村は提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年5月末日までに下記の書類を事業所等に送付します。

- (1) 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
- (2) 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
- (3) 納入書（月毎に1枚、計12枚）
- (4) 特別徴収のつづり（市町村により名称は異なりますのでご注意ください。従業員に退職、転勤等の異動が発生した場合等、市町村に異動届を提出する時に使用します。）

《特別徴収税額の本人への通知》

事業者に送付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を個々の従業員に交付していただきます。

(5) 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日です。

(この日が土・日曜日、又は祝日の場合は、その次の平日となります。)

従業員の給与から「特別徴収税額の決定通知書」に記載の税額を差し引きし、市町村ごとに取りまとめ、市町村から送付される納入書で納入します。所得税と違い、税額の計算をする手間がありません。

市町村が納入の取扱いを指定していない地域のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町村で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

★納期の特例(年2回納入)

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事業所は、申請により市町村長の承認を受けることにより、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。

個人住民税の特別徴収分の 6 月から 11 月までの分を 12 月 10 日までに、12 月から翌年 5 月までの分を 6 月 10 日までに納入する「納期の特例」をご利用いただくことができます。

※ この特例は納期に関する特例になりますので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。

※ 当該市町村の徴収金に滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※ 承認後、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

(6) 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書」が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

(7) 退職者・休職者の徴収方法

○6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって納税義務者本人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収（※）していくことも可能です。

※ 一括徴収

退職者等の未徴収税額の全部を最後の給与、退職手当等から差し引いて納入する方法

○翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※ 5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

(8) 異動届の提出

退職・休職等があった場合は、その事由が発生した月の翌月10日までに該当する市町村に異動届を提出してください。

退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ず、その事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに市町村に異動届を提出してください。

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者などの税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので厳守してください。

P 6 「(7) 退職者・休職者の徴収方法」のとおり、徴収方法が切替わることを納税義務者（退職・休職される従業員）に伝えてください。

なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方は、各市町村にお問い合わせください。

(9) 退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る住民税は、毎月給与から差引きしている住民税とは区分して計算します。

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入していただく市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の 1 月 1 日現在における住所地の市町村です。

＜退職所得に係る住民税額の計算方法＞

同一年中に 2 以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (※ 1)

(1,000 円未満の端数切捨て)

(2) 退職所得控除額の計算（※2）

a 勤続年数が20年以下の場合

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数} \quad (\text{80万円に満たないときは、80万円})$$

b 勤続年数が20年を超える場合

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

※1 勤続年数5年以内の法人役員等については「1／2」は適用されません。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記a又はbの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%（市町村民税：6%と県民税：4%）を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの100円未満の端数を切り捨てます。

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を「市町村民税・道府県民税納入申告書」に所要事項を記入し、その申告書を徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市町村長に提出し、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

個人住民税特別徴収Q & A

Q 1	個人住民税の「特別徴収」とは何ですか？
A 1	従業員の方々の利便性の向上を図る目的から、事業者（給与支払者）の方が、毎月の給与を支払う際に所得税などと同様に、個人住民税を徴収して（差し引いて）納入していただく制度です。
Q 2	今まで特別徴収をしなくてもよかつたのに、何が変わったのですか？
A 2	地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者については、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。 法令改正があったわけではなく、今までこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要があり、今回、埼玉県と県内全市町村が、法令遵守のため、特別徴収の一斉指定を行うこととなったものです。
Q 3	手間が増えるので特別徴収は行いたくないのですが？
A 3	事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解とご協力をお願いします。
Q 4	すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？
A 4	本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則として、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。 埼玉県の全市町村で一斉に平成27年度から特別徴収義務者の指定を実施しています。 ただし、次の理由【普A～普F】に該当する場合は、普通徴収にすることができます。 普A 給与を支給する総従業員数（他の市町村を含む全従業員数）が2人以下。 ただし、次の普Bから普Fの要件に該当する者を除く人数とする。 普B 他の事業所から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。 普C 給与が少なく税額が引けない。 普D 給与の支払いが不定期。 普E 個人事業主の方の親族など専従者給与が支給されている。 普F 退職者又は給与支払報告等を提出した年の5月31日までの退職予定者。

Q 5	埼玉県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか？
A 5	原則としては特別徴収となります。他都道府県でも個人住民税の特別徴収徹底の取組を行う市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

Q 6	どうして他の都道府県の市町村から特別徴収義務者として指定されないのですか？
A 6	法令で定められているため、市町村は原則として特別徴収義務者に指定しなければなりません。他の市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へお問い合わせください。

Q 7	従業員から、「給与から特別徴収（差し引き納入）ではなく自分で納付したい」といわれているのですが？
A 7	法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収方法を選択することは認められません。

Q 8	パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか？
A 8	パートや非常勤職員であることにかかわらず、所得税の源泉徴収義務があり、4月1日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。 しかし、近いうちに退職する予定がある人は、普通徴収にすることができる場合がありますので、給与支払報告書の提出時に普通徴収切替理由書に記載して提出してください。

Q 9	4月に退職した従業員がいます。この従業員について、市町村から送られてきた特別徴収税額決定通知書に記載がありますが、どのように手続きしたらよいですか？
A 9	退職、休職、又は転勤など、従業員に異動があった場合は、異動が生じた月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に提出してください。

Q 10	所得税が発生しなければ、個人住民税も課税されませんか？
A 10	所得税と個人住民税では税額の計算が異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が課税される場合があります。

Q 1 1	毎月、市町村に個人住民税を納入るのは面倒なのですが、他に方法はありますか？
A 1 1	従業員が常時10人未満である事業者は、申請により市町村の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とする「納期の特例」を受けることができます。 6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます（P5参照）。

Q 1 2	個人住民税は、特別徴収義務者（事業者）が計算しなくてもよいのですか？
A 1 2	個人住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村が税額を算出し通知します。事業者が給与から差し引きする税額を計算する必要はありません（ただし、退職所得に係る個人住民税の特別徴収を除きます（P7参照））。 所得税のように年末調整をする手間もありません。

Q 1 3	普通徴収より特別徴収の方が、1回の支払負担が少くなるのですか？
A 1 3	普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収の納期は年12回なので1回あたりの納税額が少なくなります。また、納期ごとに、納税義務者が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q 1 4	特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？
A 1 4	特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、原則として納期限後20日以内に督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。なお、その場合、脱税の罪に問われることもあります。また、特別徴収すべき税額に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 1 5	事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか？
A 1 5	事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありません。必ず市町村に納入してください。

Q 1 6	4月1日現在は在籍していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか？
A 1 6	対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の居住地の市町村に「特別徴収切替届出（依頼）書」を送付いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q 1 7	特別徴収の事務手順はどのようなものですか？
A 1 7	<p>次の手順となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。 2 市町村において個人住民税の税額を計算します。 3 給与支払報告書提出後、4月1日現在に在籍していない従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を異動届に記載し市町村長に届け出てください。 4 事業者に対して、従業員が1月1日現在に居住する市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。 5 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収すべき個人住民税額（年税額及び月割税額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割税額を徴収（差し引き）してください。 6 徴収（差し引き）した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村（又は金融機関・ゆうちょ銀行）に納入してください。

Q 1 8	給与支払額が、均等割の非課税基準（※）以下の従業員が3人だった場合、特別徴収義務者として指定されますか？
A 1 8	<p>均等割の非課税基準以下の所得がある場合は、非課税（若しくは給与から税額が引ききれない可能性がある）と判断されるので、普通徴収該当とするか、又は、特別徴収義務者の指定はしますが、従業員の給与から徴収する税額はありません。</p> <p>※非課税基準額は、各市町村によって異なります。</p>